

○東京都台東区建築審査会条例

昭和58年3月25日

条例第10号

建築基準法第83条に基づき制定

(趣旨)

第1条 この条例は、建築基準法（昭和25年法律第201号。以下「法」という。）第83条の規定に基づき、東京都台東区建築審査会（以下「審査会」という。）の組織、議事及びその他審査会に関して必要な事項を定めるものとする。

(組織)

第2条 審査会は、委員5人をもつて組織する。

(委員の任期)

第2条の2 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任されることができる。

3 委員は、任期が満了した場合においては、後任の委員が任命されるまでその職務を行う。

(招集)

第3条 審査会は、会長が招集する。

2 会長は、緊急やむをえない場合を除き、開会日の3日前までに、会議の日時、場所及び議題を示して、委員に招集の通知をしなければならない。

3 会長は、次の各号の一に該当する場合には、審査会を招集しなければならない。

(1) 区長から法（他の法令において準用する場合を含む。第3号において同じ。）に規定する例外許可等に対する同意を求められたとき。

(2) 法第94条第1項（他の法令において準用する場合を含む。）の審査請求に対し、審査・裁決するとき。

(3) 区長からの諮問に応じて、法の施行に関し必要な事項を調査・審議するとき。

(4) 委員の定数の過半数から、審査会に付議する事案を示して、招集の請求があつたとき。

4 会長は、前項に定める場合のほか、必要があると認めるときは、審査会を招集することができる。

(議事)

第4条 会長は、会議の議長となる。

2 審査会は、委員の定数の過半数の出席がなければ開会することができない。

3 審査会の議事は、出席した委員の過半数をもつて決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(委員以外の者の出席)

第5条 審査会は、必要があると認めるときは、学識経験者、関係行政機関の職員その他の関係人の出席を求め、必要な資料を提出させ、意見を聞き又は説明を求めることができる。

(会議の公開)

第6条 会議は、公開とする。ただし、法第94条第3項（他の法令において準用する場合を含む。）の規定に基づき口頭審査を行う場合を除くほか、裁定の評議その他議長が公開することが適当でないと認めたときは、この限りでない。

2 議長は、傍聴人の数を制限することができる。

(専門調査員)

第7条 審査会に、専門調査員を置くことができる。

2 専門調査員は、学識経験者又は区職員のうちから、区長が委嘱し又は任命する。

3 専門調査員は、会長の命を受けて専門の事項を調査する。

(幹事)

第8条 審査会に幹事を置く。

2 幹事は、区職員のうちから、区長が任命する。

3 幹事は、会長の命を受け、会務を処理する。

(関係出席者の費用弁償)

第9条 第5条の規定により審査会に出席した者に対しては、その費用を弁償する。ただし、区から給料を受ける職員にある者で、その職務に関連して審査会に出席した場合においては、支給しない。

2 費用弁償の種類、額及び支給方法については、東京都台東区議会等の求めにより出頭した者及び公聴会に参加した者の費用弁償に関する条例（平成2年9月台東区条例第19号）に定める参考人等の例による。

3 前2項の規定による費用弁償のほか、鑑定料その他特に必要な経費については、その実費を弁償することができる。

(庶務)

第10条 審査会の庶務は、都市づくり部において処理する。

(審査会への委任)

第11条 この条例に定めるもののほか、審査会の運営に関し必要な事項は、審査会が定める。

付 則

- 1 この条例は、昭和58年4月1日から施行する。
- 2 東京都台東区附属機関の構成員の報酬及び費用弁償に関する条例（昭和31年12月台東区条例第20号）の一部を次のように改正する。

別表中「

区長	東京都台東区都市計画審議会	日額 学識委員 13,000円 委員 6,500円	2等級の職務にある者相当額
----	---------------	---------------------------------	---------------

」を「

区長	東京都台東区都市計画審議会	日額 学識委員 13,000円 委員 6,500円	2等級の職務にある者相当額
区長	東京都台東区建築審査会	日額 会長 17,000円 委員 15,000円	2等級の職務にある者相当額

」に改める。

付 則（平成2年9月28日条例第19号抄）

（施行期日）

- 1 この条例は、平成2年10月1日から施行する。

付 則（平成10年3月26日条例第4号抄）

（施行期日）

- 1 この条例は、平成10年4月1日から施行する。

付 則（平成14年3月25日条例第3号抄）

（施行期日）

- 1 この条例は、平成14年4月1日から施行する。

付 則（平成27年2月20日条例第24号）

この条例は、平成27年4月1日から施行する。

付 則（平成28年3月29日条例第29号）

この条例は、平成28年4月1日から施行する。